

4月1日から

子どもの医療費の助成を18歳までに拡大！

■問い合わせ 福祉課 社会福祉係 ☎75-6118



安心して子育てができるまちづくりの一環として、子どもの保健の向上と、子育て世代の経済的負担軽減を図るために、子どもの医療費の助成範囲を、18歳（満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）までの入院・通院医療費まで拡大します。これは、県内で初の取り組みです。

平成26年4月1日からの助成内容

対象者	助成方法	助成範囲	保護者負担額
0歳から 小学校就学前まで	現物給付 (県内の医療機関・県 外の一部医療機関)	通院	1医療機関1月あたり 上限500円×2回
		入院	1医療機関1月あたり 上限1,000円
小学生から 18歳まで	償還払い	通院	保護者は医療機関にて、総医療費の3割を支払い請求してください。1医療機関1月あたり1,000円を控除した額を助成します。ただし、薬局については、一部負担金に相当する額を助成します。
		入院	

※子どもの医療費の助成を受けることができるのは、子どもの保護者です。

- 現物給付方式** … 医療機関で「子どもの医療費受給者証」を提示し、保護者負担額を医療機関で支払います。
- 償還払い方式** … 医療機関窓口で保険適用分を支払ったあと、領収書を添付するか、または医療機関の証明書を添付し、市へ申請することで払い戻しを受けることができます。

償還払いの注意点

- 申請時に必要なもの
病院の領収書、印鑑、通帳（保護者名義）、健康保険証（子どものもの）
- 助成できないもの
健康診断、予防接種、入院時食事医療費、おむつ代などの保険診療にならないもの
- 原則として、病院・薬局ごと、月ごと、子どもごとに分けて申請してください。
診療した翌月から受付を開始します。
- 満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで申請可能です。
- 医療費助成の申請ができる期間は、支払日から1年以内です。



火災による死者をなくすために

■問い合わせ 佐賀広域消防局多久消防署 ☎75-2191

佐賀広域消防局管内において、平成25年1月から12月までの間に9人もの尊い命が火災によって奪われました。火災は、大切な命や財産など全てを奪ってしまいます。これらを火災から守るために、また死者を出さないために、次のことを心がけましょう。

■**コンロのそばを離れる時は火を消す**

一瞬の気の緩みが大惨事を招くこととなります。お出かけ前や就寝前は火の元を再確認しましょう。

■**家の周りに古新聞などの可燃物を置かない**
放火火災から住宅を守りましょう。

■**寝たばこは絶対にしない**
寝ている間に火災が起ると逃げ遅れる可能性が高くなります。

■**住宅用火災警報器を設置する**

火災の早期発見につながります。住宅用火災警報器に救われた事例はたくさんあります。まだ設置されていないお家は早急に設置しましょう。

■**防災品を使用する**

直接火に触れても容易に燃え上がらず、着火しても燃え広がりにくい特徴があります。（カーテン、絨毯、毛布、シーツなど様々な防災品があります）

■**住宅用消火器を設置する**

万が一火災が発生した場合に、いち早く消火を行い、火災を小さいうちに消すためにも消火器を設置しましょう。

■**近所との協体制を作る**

昨年、火災での死亡者9人のうち5人が、ひとり住まいの高齢者や体の不自由な人でした。

万が一の時は、ご近所で協力し119番通報や初期消火を行うために、日頃から地域での火の用心を心がけ、大切な命を火災に奪われることのないよう気をつけましょう。



▲防災ラベル

